

修学支援規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条～第 5 条）
- 第 2 章 修学支援の採用（第 6 条～第 7 条）
- 第 3 章 修学支援の支給及び返還（第 8 条～第 11 条）
- 第 4 章 修学支援の義務（第 12 条～第 14 条）
- 第 5 章 補則（第 15 条～第 16 条）
- 附則

第 1 章 総 則

第 1 条（目的）

この規程は、一般財団法人山王母子支援事業団（以下「事業団」という）が、事業団定款第 4 条第 2 号に定める子供に対する修学支援事業を行うに当たり、適正かつ確実な実施を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条（定義）

この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 修学支援
第 1 条の目的のために、事業団が定めた項目（修学支援要領第 8 項に規定）に該当する費用を、事業団が被支援者の母に対して支給することをいう
- (2) 被支援者
修学支援の対象となる者であつて、修学支援の支給を受ける者の子をいう
- (3) 支援施設
事業団が、事業団定款第 4 条に定める事業のために管理する会館をいい、支援施設設置運営規程第 2 条第 1 号に定める。

第 3 条（修学支援の申請・受給資格）

修学支援は、次の各号のすべてに該当する場合に、申請及び受給できるものとする。

- (1) 被支援者及びその母（以下、総称して「被申請者等」という）が、支援施設に入居している又は事業団から入居許可を受けていること
- (2) 被支援者が、学校（小・中・高等・専門・大学）に在籍している学生、児童又は未就学児であること
- (3) 被支援者等が、事業団が支援する項目について公的機関等の支援を受けていないこと

第 4 条（修学支援の支給期間及び支給金額）

- 1 修学支援の支給期間は、支援施設入居後の修学支援申請内容について理事長の

採用決定後とし、被申請者等について第3条各号に規定する要件を欠くに至った時または退去月のいずれか早い時までとする。

- 2 前項の期間内に支給する修学支援の額は、別表に定める。
- 3 修学支援は、第11条の規定に該当する場合の他、返還を要しない。

第5条（修学支援の対象項目）

- 1 修学支援の対象項目は、修学支援要領第8項に定める通りとする。
- 2 被支援者等が公的機関等の支援を受けている項目については、修学支援の対象としない。

第2章 修学支援の採用

第6条（申請手続）

- 1 修学支援の支給を受けようとする者は申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。
 - (1) 修学支援申請書
 - (2) 修学支援申請書に記載の該当提出書類
 - (3) その他財団が必要と認める書類
- 2 修学支援申請書は、事業団所定の様式を使用する。
- 3 修学支援の支給を受けようとする者は、申請書に虚偽の記載をしてはならない。

第7条（修学支援の採用決定）

- 1 修学支援の採用は、第3条の受給資格を備える被支援者等について、理事長が、第6条第1項各号の提出書類の記載内容等を踏まえ、経済的理由による支援の必要性等を考慮して決定する。
- 2 修学支援の採用の決定は、修学支援採用通知書を本人に通知する。

第3章 修学支援の支給及び返還

第8条（修学支援の支給）

修学支援は、6ヶ月毎に月を定めて被支援者の母に支給するものとする。

第9条（修学支援受領書の提出）

- 1 被支援者の母は、修学支援を受領したときは、その都度直ちに修学支援受領書を理事長に提出しなければならない。
- 2 前項の修学支援受領書は、事業団所定の様式を使用する。

第10条（修学支援支給の終了・取消し）

- 1 事業団は、次の各号のいずれかの場合には、修学支援の支給を終了させる。
 - (1) 修学支援開始後に被支援者等が第3条各号に規定する要件を欠くに至ったとき
 - (2) 前号に掲げるものの他、理事長が修学支援の継続が不適當であると認めたと

き

- 2 事業団は、次の各号のいずれかの場合に、修学支援の支給を支援開始時にさかのぼって取り消す。
- (1) 被支援者等が、申請書に虚偽の内容を記載したとき
 - (2) 申請時及び支援開始時に被支援者等が第3条各号に規定する要件を備えていないことが判明したとき
 - (3) 被支援者等が前項第1号の事実を事業団に直ちに申告しなかったとき
 - (4) 前各号に掲げるものの他、被支援者等に本規程違反が認められたとき

第11条（修学支援の返還義務及び返還方法）

- 1 前条第1項第1号に該当したにもかかわらず、受給資格喪失後も事業団から修学支援を受けている場合には、被支援者等は、当該受給資格喪失後に支給を受けた修学支援の全額を事業団に返還しなければならない。
- 2 前条第2項各号に該当した場合には、被支援者等は、支給を受けた修学支援の全額を事業団に返還しなければならない。
- 3 連帯保証人は、金100万円を限度として、被支援者等と連帯して修学支援の返還義務を負うものとする。

第4章 被支援者等の義務

第12条（書類の提出義務）

被支援者等は、本規程に定める書類提出義務を誠実に履行しなければならない。

第13条（報告義務）

報告義務は、支援施設設置運営規程第13条を準用する。

第14条（異動届の提出義務）

- 1 被支援者の母は、次の各号のいずれかに該当するときは、連帯保証人と連署の上、速やかに事業団に届け出なければならない。
 - (1) 修学支援を受けている項目の新規追加・削除・変更などがあつたとき
 - (2) 連帯保証人を変更しようとするとき
 - (3) 連帯保証人の氏名・住所・その他の重要事項に変更を生じたとき
- 2 連帯保証人は、被支援者及びその母が死亡したときは、速やかにその旨を事業団に届けなければならない。

第5章 補 則

第15条（改廃）

この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

第16条（委任）

この規程に定めるもののほか、この規程の施行に必要な事項は、理事会の決議により、施行内規を定める。

附則

この規程は、一般財団法人山王母子支援事業団の設立の登記の日（令和6年11月26日）から施行する。